

市政記者各位

令和5年9月22日
福祉局 障がい者支援課

「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例(案)」についてご意見を募集します

福岡市では、福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の改正に向けた検討を進めており、下記の要領で市民のみなさまのご意見を募集します。

1 意見募集期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月23日（月）※必着

2 意見提出方法

意見シートにご住所・お名前（法人その他の団体の場合は、所在地・団体名・代表者名）を明記の上、下記4のいずれかの方法でご提出ください。なお、意見シートを使用しない場合は、必ずご住所、お名前を明記してご提出ください。点字による提出もできます。

※いただいたご意見には個別に回答いたしませんので、予めご了承ください。

※ご意見については、原則公開の取扱いといたします。

※ご住所、お名前等の個人情報等は、非公開情報として厳正に取り扱います。

3 条例案の閲覧・配付場所

- (1) 福岡市役所本庁舎：情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、福祉局障がい者支援課(12階)、こども未来局こども発達支援課(13階)
- (2) 区役所・その他：各区役所市民相談室、福祉・介護保険課、健康課、入部出張所、西部出張所、心身障がい福祉センター、精神保健福祉センターなど
- (3) 市ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisiyashien/health/sevice/pckaiseibosyu.html>

4 ご意見提出先

- (1) 郵 送：福祉局 障がい者部 障がい者支援課（〒810-8620 ※住所不要）
- (2) F A X：092-711-4818
- (3) ご 持 参：①福岡市役所本庁舎：福祉局障がい者支援課(12階)、情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)、こども未来局こども発達支援課(13階)
②区役所：各区役所市民相談室、福祉・介護保険課、健康課、入部出張所、西部出張所
- (4) 電子メール：s-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp
- (5) 市ホームページ（直接入力が可能です。）

<お問い合わせ先>

福祉局 障がい者支援課 担当：山田・赤坂

電話番号：711-4985（内2083） F A X：711-4818

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。

『福岡100』WEBサイト▷



福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ

**「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例（案）」
に係るパブリック・コメントの実施について**

「障害者差別解消法」の改正や「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」といいます。）」の附則（条例施行後3年が経過した際、条例の規定について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる旨規定）に基づき、附属機関である「福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）」において、条例改正の検討を行うなど、条例の規定の見直しを進めています。

この条例の改正にあたり、みなさまのご意見を募集します。

1 意見募集期間

令和5年9月22日（金）～令和5年10月23日（月）【必着】

2 配布資料

資料1：条例改正の概要

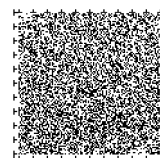
資料2：新旧対照表

参考様式：意見提出シート

3 資料の配布・閲覧について

福岡市ホームページに掲載しているほか、下記の施設で閲覧や配布を行っています。

区役所	福祉・介護保険課、健康課、市民相談室、西部・入部出張所		
市役所 本 庁	情報プラザ（1階）、情報公開室（2階）、 福祉局 障がい者支援課（12階）、こども未来局 こども発達支援課（13階）		
市 内 障がい 相 談 窓 口	心身障がい福祉センター（中央区長浜1-2-8 あいあいセンター1F・6F）		
	福岡市市民福祉プラザ（中央区荒戸3-3-39）		
	西部療育センター（西区内浜1-5-54）		
	東部療育センター（東区青葉4-1-1）		
	精神保健福祉センター（中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3F）		
	こども総合相談センター（中央区地行浜2-1-28）		
	発達教育センター（中央区地行浜2-1-6）		
	発達障がい者支援センター（中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎 4F）		
	障がい者就労支援センター（中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎 4F）		
	区 基 幹 相 談 支 援 セ ン タ ー	東区	第1
第2			東区名子3-1-8
第3			東区馬出1-2-23 第1岡部ビル102
博多区		第1	博多区吉塚3-18-1
		第2	博多区諸岡1-15-22
中央区		—	中央区笹丘2-24-35 スカイコート SEIWA 1F
南区		第1	南区野間4-2-40-102
		第2	南区大橋3-17-7 スクエア大橋 1F
		第3	南区長丘3-9-8
城南区		—	城南区樋井川4-1-11 リード内



	早良区	第1	早良区西新7-15-9 1F
		第2	早良区東入部1-9-1 早良ひまわりハウス内
	西区	第1	西区姪の浜4-22-31 ヌメルスⅢ30号室
		第2	西区今宿西1-25-17

4 意見書の提出方法

氏名と住所を明記のうえ、下記のいずれかによりご提出ください。

(別紙に参考様式を掲載していますが、それ以外の様式でも構いません。点字による提出も可)

○区役所・本庁窓口へ持参

- ・区役所…福祉・介護保険課、健康課、市民相談室、西部・入部出張所
- ・市役所本庁…情報プラザ(1階)、情報公開室(2階)
福祉局 障がい者支援課(12階)
こども未来局 こども発達支援課(13階)

○福祉局 障がい者支援課あてに郵送(〒810-8620 ※住所不要)

○FAX(092-711-4818)

○電子メール(s-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp)

*氏名・住所は必ず記載してください。

*電話による意見受付はいたしません。(代筆可)

ただし、視覚障がい者などで、個別の対応が必要な方は、下記にお問い合わせください。

5 その他

提出された意見等の個人情報につきましては、本条例案制定以外の目的には使用しません。

お寄せいただいたご意見とそれに対する福岡市の考え方などについては、後日、福岡市ホームページ等で公表します。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。

6 意見送付先及び問い合わせ先

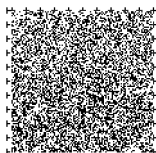
福岡市 福祉局 障がい者部 障がい者支援課差別解消・交流係

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話：092-711-4985

FAX：092-711-4818

E-mail：s-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp



条例改正の概要

○法改正を踏まえた改正

- ・障がい者差別及びその解消のための取組みに関する**情報の収集、整理、提供に努める規定の追加**（第3条）
- ・**事業者による合理的配慮の提供（※）を努力義務から義務に変更**（第8条）。

※合理的配慮の提供

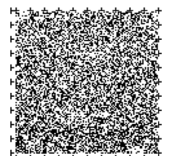
市と事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者の活動などを制限しているバリア（社会的障壁）を取り除いてほしい旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

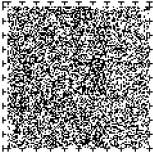
また、義務化に伴い、行政指導後の勧告・公表を行うための審査会の諮問の対象に、**事業者が第8条に違反した場合を加える規定を追加**（第17条）

- ・障がい者差別に関する相談に的確に応じるための**人材の育成及び確保のための措置を図る規定を追加**（第11条）

○推進会議委員意見を踏まえた改正

- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたことなどを踏まえ、現行の「情報の提供、意思表示の受領」を「**情報の取得及び利用並びに意思疎通**」とするなど**規定を修正**（第6条第7号、第7条第6号）
- ・社会情勢の変化等を踏まえ、「女性である障がい者」に関する基本理念について、「**女性や性的マイノリティである障がい者**」に**修正**（第6条第8号）
- ・不当な差別的取扱いに該当しない客観的で合理的な**理由の例示を追加**（第7条第3号）
- ・不当な差別的取扱いに規定する分野について、**新たに「スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動」を明示**（第7条第8号）
- ・市が、市民、事業者に対して行う啓発活動や職員に対して研修を行う際、「**多様な障がいのある人の状況を理解**」すること及び**計画的に啓発活動や研修を行う旨の規定を追加**（第9条）
- ・市が相談体制を整備するに当たって、**障がい者の権利擁護の視点を踏まえる旨の規定を追加**（第11条）
- ・市が表彰を行う規定について、「合理的配慮をすること」から「**障がいを理由とする差別の解消**」に**修正**（第12条）
- ・**推進会議委員の公募を新たに実施する旨の規定を追加**（第22条）
- ・相談窓口が受け付け、対応した相談を検討する「相談部会」について、**法的位置づけを明確化するため条文を追加**（第23条）

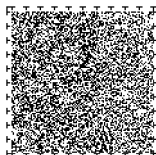


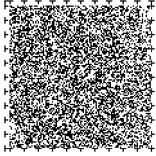


福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年福岡市条例第48号）一部改正案
新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 略 前文 略 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市_____の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資することを目的とする。 第2条 略</p>	<p>目次 略 前文 略 第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに_____市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資することを目的とする。 第2条 略</p>	

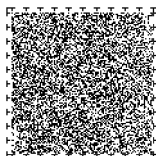
現行	改正案	備考
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第2章 基本理念</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) すべての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報_____</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p> <p><u>2 市は、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第2章 基本理念</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) すべての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報<u>（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術</u></p>	

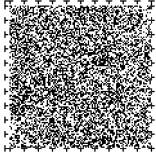




現行	改正案	備考
<p>_____の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利_____</p> <p>_____を有するとともに、障がい者に対しては、_____コミュニケーション及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。</p> <p>(8) 女性_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____である障がい者は、障がいに加えて女性_____であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p>	<p><u>の活用によって得られる情報を含む。以下この号及び第7条において同じ。）の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利並びに情報を取得し、利用し円滑に意思疎通を図ることができる権利</u>を有するとともに、障がい者に対しては、<u>情報の取得、利用、コミュニケーション</u>及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。</p> <p>(8) <u>女性又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条に規定する性的指向及びジェンダーアイデンティティのあり方が少数と認められる人々をいう。以下同じ。）</u>である障がい者は、障がいに加えて女性又は性的マイノリティであることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。</p>	

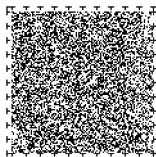
現行	改正案	備考
<p>(9) 略</p> <p>第3章 障がいを理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア _____ _____客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいとして、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 情報の提供及び意思表示の受領_____の分野における次に掲げる取扱い</p>	<p>(9) 略</p> <p>第3章 障がいを理由とする差別の禁止 (不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア <u>教育、療育及び保育において必要と認められる適切な指導又は支援が行われないことについてやむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいとして、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 情報の取得及び利用並びに意思疎通の分野における次に掲げる取扱い</p>	

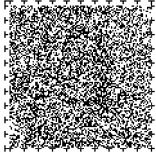




現行	改正案	備考
<p>ア 障がい者から情報の提供を求められた場合において、当該情報の提供_____により他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該情報の提供_____を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。</p> <p>イ 障がい者が意思を表示する場合において、その選択した意思表示の方法によっては当該意思を確認することに著しい支障があるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該意思表示の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。</p> <p>(7) 略 (新規)</p>	<p>ア 障がい者が情報の取得及び利用を行う場合において、当該情報の取得及び利用により他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該情報の取得及び利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。</p> <p>イ 障がい者が意思疎通を行う場合において、その選択した意思疎通の方法によっては当該意思を確認することに著しい支障があるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、当該意思疎通_____を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動の分野において、客観的に合理的な理由があるときを除き、障がいを理由として、スポーツ、文</u></p>	

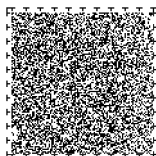
現行	改正案	備考
<p>(合理的配慮の提供)</p> <p>第8条 市_____は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。</u></p>	<p><u>化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。</u></p> <p>(合理的配慮の提供)</p> <p>第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。</p>	

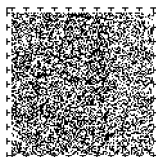




現行	改正案	備考
<p>第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等</p> <p>第1節 基本的な施策 (啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民の_____、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために_____必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 市長は、_____職員に対し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるための_____研修の機会を確保するものとする。</p> <p>第10条 略 (相談体制の充実)</p> <p>第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障が</p>	<p>第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等</p> <p>第1節 基本的な施策 (啓発活動等)</p> <p>第9条 市は、事業者及び市民が<u>多様な障がいのある人の状況を理解し</u>、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるために<u>計画的に</u>必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。</p> <p>2 市長は、<u>職員が多様な障がいのある人の状況を理解し</u>、職員に対し、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解を深めるため<u>計画的に</u>研修の機会を確保するものとする。</p> <p>第10条 略 (相談体制の充実)</p> <p>第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障が</p>	

現行	改正案	備考
<p>いを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための_____体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、_____当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 市長は、<u>合理的配慮をすること</u> _____に 関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>第2節 障がい者を理由とする差別に関する 相談等</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(審査会への諮問)</p>	<p>いを理由とする差別に関する相談に的確に応じるための<u>人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制</u>の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、<u>障がい者の権利擁護の視点を踏まえつつ</u>、当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 市長は、<u>障がいを理由とする差別の解消</u>に 関して功績のあった者に対し、表彰を行うことができる。</p> <p>第13条 略</p> <p>第2節 障がいを理由とする差別に関する 相談等</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(審査会への諮問)</p>	





現行	改正案	備考
<p>第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言（第7条_____の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。）をした場合において、当該指導又は助言を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、福岡市障がい者差別解消審査会に諮問することができる。</p> <p>第18条～第21条 略 （組織及び委員）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者<u>並びに</u>福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者_____の<u>うちから</u>、市長が任命する。</p> <p>3 略 （部会）</p> <p>第23条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。</p>	<p>第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言（第7条<u>又は第8条</u>の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。）をした場合において、当該指導又は助言を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、福岡市障がい者差別解消審査会に諮問することができる。</p> <p>第18条～第21条 略 （組織及び委員）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 委員は、障がい者、_____福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者<u>並びに公募に応募した者</u>の<u>うちから</u>、市長が任命する。</p> <p>3 略 （部会）</p> <p>第23条 <u>推進会議に、次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。</u></p>	

現行	改正案	備考
<p>第24条～第33条 略 附 則 略</p>	<p>(1) <u>第14条第2項の個別相談及び相談部会に属する委員が所属する機関が対応した障がい</u>を理由とする差別に関する相談について、<u>問題解決に向けて分析及び助言（次号に規定する事項を除く）を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第21条第1項第2号及び第3号に関する事項</u></p> <p>(3) <u>第11条第1項の体制及び障がい</u>を理由とする差別に関する相談に係る対応のあり方を検討すること。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、障がい</u>を理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。</p> <p>2 <u>前項の相談部会のほか、推進会議は、必要に応じて、その他の部会を置くことができる。</u></p> <p>第24条～第33条 略 附 則 略</p>	

